

2025. 9. 1

一般社団法人静岡県信用金庫協会

全国初、静岡県内信用金庫が「後見支援預金」の取扱い を「保佐」「補助」類型に拡大

（一社）静岡県信用金庫協会の会員である県内9信用金庫は、平成29年より全国初めての取り組みとして「後見支援預金」※①の取扱いを開始しており、令和7年3月末で604件、166億円と多くの方々にご利用いただいております。しかしながら本預金は後見支援制度の中でも「後見」類型※②のみを取り扱い対象としていることから、今般、より多くの方々にご利用いただくべく、「保佐」「補助」類型※③においても同預金の取扱いを開始することといたしました。

本件は、（一社）静岡県信用金庫協会から静岡家庭裁判所に対して静岡県の信用金庫全体で取り組むものとして提案を行い、同裁判所の了解のもと取扱い開始に至ったもので、後見支援預金の対象を「保佐」「補助」類型に拡大するのは全国初めてとなります。

（取扱開始時期）

本件につきましては、本年10月1日より県内全ての信用金庫※④で取扱いを開始することとしております。

※① 後見支援預金：後見制度による支援を受ける方々（被後見人）の預金を保護する観点から、家庭裁判所による指示書がなければ入出金等ができない預金。

※② 後見：判断能力がほとんどなく、重要な法律行為はもとより、日常生活に必要な行為も単独で行うことができない者を対象とする。

※③ 保佐：判断能力が部分的に欠けており、日常生活に必要な行為は単独でできるものの、重要な法律行為を単独で行う意思決定能力がない者を対象とする。

補助：判断能力が不十分で、重要な法律行為を単独で行うには不安があり、第三者である補助人の代理又は同意にかからしめた方が良い者を対象とする。

※④ 沼津信用金庫、しずおか焼津信用金庫、静清信用金庫、浜松いわた信用金庫、三島信用金庫、富士宮信用金庫、島田掛川信用金庫、富士信用金庫、遠州信用金庫

【お問い合わせ先】

（一社）静岡県信用金庫協会

電話：054-255-5530